

吐物処理の目的はウイルスが含まれる吐物を除去し床面や周囲のものを消毒し、施設内の感染拡大を予防することです

主な症状 吐き気、おう吐、下痢、発熱 等

感染経路

- ・汚染されたドアノブなどを介して感染
- ・感染者の吐物の飛沫から感染
- ・乾燥したウイルスが空気中を漂って感染

吐物処理の手順

安全に処理して利用者と職員を感染から守りましょう

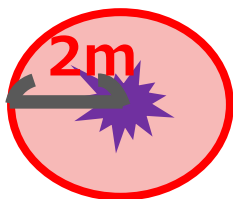
詳しい処理手順が
10分の動画でわかります



<https://www.youtube.com/watch?v=OZWRv6aYnWo>

①汚染区域の確認

吐物の中心から**半径2m**の範囲が汚染区域



②処理セット準備

0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成

次亜塩素酸ナトリウム
原液10ml
(ペットボトルキャップ2杯)



※原液濃度 5～6%の場合
※原液を取り扱う際は保護具を着用

- ・ごみ袋
- ・段ボール箱orバケツ (ごみ袋をかぶせて使用)
- ・ペーパータオル 等

③換気

空気が流れる方向に注意して換気をする



④个人防护具



- ・保護メガネ
 - ・キャップ
 - ・マスク
 - ・ゴム手袋(2重)
 - ・ガウン
 - ・シューズカバー
- ※使い捨てのもの

⑤利用者の移動

靴底のウイルスを消毒してから別室へ



⑥吐物除去

目に見える吐物すべてをペーパータオルで覆いかぶせて消毒液をかけ、外側から内側へ拭き取りごみ袋へ



⑦消毒 ※換気は続ける

半径2mの範囲に新しいペーパータオルを敷き詰める
消毒液をかけて10分間消毒



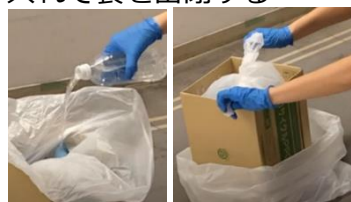
⑧脱衣

【外側の手袋】外側をつかんで裏返しなごらず
【ガウン】**中表**で体から離して小さくまとめながら脱いでごみ袋へ入れる。シューズカバーを外して清潔区域へ移動



⑨後処理

ごみ袋の中に次亜塩素酸ナトリウム0.1%を入れて袋を密閉する



⑩10分間の消毒が終わったら

外側から内側を集めてビニール袋に入れ、内側の手袋を外し、外側のビニール袋を密閉する



※消毒後は汚染区域はなくなり全て清潔区域となる

⑪流水と石鹸で手洗い後、清潔な手でマスクを外して捨てる



ノロウイルス感染症の対応について

ノロウイルスの特徴

- ・同じ人が何度も感染することがある。
- ・ワクチンがないため、感染経路の遮断が重要。
- ・下痢などの症状がなくなっても、1週間から1か月程度便中にウイルスが排出される。
- ・下痢止めの薬は回復を遅らせることがあるので、自己判断で使用しない。

おむつの処理手順

- ①使い捨てゴム手袋、マスク、ガウン、保護メガネを着用。
- ②おむつ交換は決められた場所で行い、おむつ交換シートは共用せず1人ごとに交換する。
- ③汚れたおむつは、おむつ交換シートごと速やかに便を包み込み、ビニール袋に入れ、汚物が浸る量の0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を入れ、密封して捨てる。
- ④手袋を外してビニール袋に密封して捨てる。



便や吐物で汚れたリネン類の処理手順

- ①使い捨てゴム手袋、マスク、ガウン、保護メガネを着用。
- ②付着した便や吐物に含まれるウイルスが飛び散らないように拭き取り、洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いを行う。このとき、しぶきを吸い込まないように注意する。
- ③下洗いしたリネン類の消毒は85℃、1分以上の熱水洗濯を行う。
※熱水洗濯が行える洗濯機がない場合には、0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液で30分浸す。その後十分にすすぎを行い、高温の乾燥機などを使用する。
※布団などすぐに洗濯できないものは、部分洗いをしてよく乾燥させ、加熱消毒を行う。スチームアイロンを用いる場合は、1か所当たり2分程度の加熱を行う。布団乾燥機の場合は50℃以上30分間の過熱が必要だが、家庭用布団乾燥機では十分な消毒効果が得られない場合がある。
※ドライヤーは乾燥したウイルスを拡散する恐れがあるので使用しない。
※使用した洗い場は0.02~0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒する。

感染者の居室や食器の消毒

- ・トイレのドアノブ、手洗い場、手すりなどは、0.02~0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液で拭き取りを行い、10分後に水拭きを行う。
 - ・吐物が付着した食器類やおう吐の後うがいをした場所は、0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液に浸す。
- ※塩素系漂白剤は金属腐食性があるため注意する。

手洗いについて

- ・調理の前、食事の前、トイレに行った後、おう吐物や便の処理後は、石けんと流水による手洗いを必ず行う。
- ・手洗いの後は、清潔に保管されたペーパータオルか、個人の清潔なタオルで手を拭く。



消毒薬の取り扱いについて

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。化学物質（次亜塩素酸ナトリウムなど）を取り扱う事業所での保護具【手袋・ガウン・保護メガネなど】の着用が義務化されました。

